

群馬県里親の会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、群馬県里親の会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は群馬県社会福祉協議会内におく。

(目的)

第3条 本会は、里親相互の連絡を図り、里親制度の向上・発展と児童福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各地区里親の会の発展向上に必要な調査研究に関する事。
- (2) 各地区里親の会との連絡調整に関する事。
- (3) 里親制度の発展向上に必要な普及・啓発に関する事。
- (4) 里親の資質向上を高めるための研修会等に関する事。
- (5) 関係機関、施設及び団体等に関する連絡調整及び協議について。
- (6) その他目的達成に必要な事業等。

第2章 会員

(会員の種別及び条件)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、それぞれの条件を満たした個人、団体並びに法人を会員とする。

(1) 正会員

正規に里親登録された者で、本会の目的に賛同し、協力する個人

(2) 賛助会員

本会の目的に賛同する個人、団体並びに法人

(入会)

第6条 本会の入会は、所定の入会申込みを行い、所定の会費を納入することにより入会とする。

(会費)

第7条 会員は、次に定める会費を納めなければならない。

- (1) 正会員の会費は、1家族5,000円とする。
- (2) 賛助会員の会費は、1口1,000円とする。

(会員の義務)

第8条 会員は、その年度内に会費を納入するとともに、本会の事業推進に積極的に参加し、里親並びに児童の福祉向上に寄与するものとする。

(会員の権利)

第9条 会員は、次の権利を有する。

- (1) 本会の事業推進について役員会に意見を述べること。
- (2) 本会の予算及び事業計画、決算及び事業報告を受けること。
- (3) 本会の発行する会報及びチラシ等の配布を受けること。
- (4) 本会の実施する研修会等へ参加すること。

(退 会)

第10条 退会にあたっては、退会届を会長に提出することにより退会とする。

第3章 組 織

(支部組織)

第11条 この会の円滑なる運営を期するため、県内の中毛ブロック・西毛ブロック・東毛ブロックに支部組織として、各々地区里親会を置く。

- 2 各地区の会長は、群馬県里親の会の理事になるものとする。

(役 員)

第12条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事 19名
- (2) 監事 2名
- 2 本会に会長1名、副会長2名、常務理事1名および会計理事若干名をおく。

(役員を選任)

第13条 理事の選任区分等について以下の号により定める。

- (1) 中毛ブロック 4名 (中毛地区会長1名を含む。)
- (2) 西毛ブロック 4名 (西毛地区会長1名を含む。)
- (3) 東毛ブロック 4名 (東毛地区会長1名を含む。)
- (4) 行政関係機関 3名
- (5) 関係団体・施設 2名
- (6) 各専門委員会委員長 2名
- 2 会長及び副会長は、理事が互選する。
- 3 会計理事は、理事のなかから会長がこれを指名する。
- 4 監事は、理事会において選任する。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 会長、副会長、および会計理事の任期は、理事として存在する期間とする。
- 3 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員及び任務)

第15条 役員は、理事のうちから、互選により以下の役員を選出する。

- (1) 会長 1名(里親の会)
会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長 2名(里親の会)
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- (3) 会計理事 1名(里親の会)
会計理事は、本会会計業務を行う。
- (4) 監事 2名(里親の会)
監事は、会計並びに会務を監査する。
- (5) 理事 15名(里親の会 10名、関係機関及び施設 5名)
理事(里親の会10名のうちには、研修委員長及び広報委員長を含む)

(総会)

第16条 本会の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

- 2 総会は正会員をもって構成し、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、出席会員の中から選出する。
- 4 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし委任状をもって出席者とみなすことができる。
- 5 総会の議決は、出席した会員の2分の1以上の承認をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 6 通常総会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 役員の承認
 - (2) 事業計画及び予算
 - (3) 事業報告及び決算
 - (4) その他、会長が付議した事項
- 7 通常総会は年1回以上開催する。
- 8 臨時総会は随時必要なときにこれを開催することができる。

(役員会)

第17条 役員会は、必要に応じ会長が招集し、会議を主宰する。

- 2 役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 役員会の議事進行は、会長が議長を行う。
- 4 役員会は次の事項を付議する。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 諸規程の制定及び改廃に関する事項
 - (3) その他本会の運営及び事業に関する事項

(委員会)

第18条 本会に次の専門委員会を設けることができる。

- (1) 研修委員会

(2) 広報委員会

- 2 委員は、会長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会の互選により選出する。
- 4 委員会は、必要に応じて役員会等に、その事業内容を報告するものとする。

(顧問)

第19条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は役員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要事項等について会長の諮問に応じる。

第4章 会計

(経費)

第20条 本会の経費は、会費、共同募金配分金、補助金及び寄付金等をもってこれにあてる。
なお、経費の支出内容については別に定めることとする。

(予算及び決算)

第21条 本会の予算及び決算は、通常総会において承認を得ることとする。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終了する。

附 則

1. 本規約は、昭和27年3月31日から適用
2. 一部改正、昭和28年6月13日から適用
3. 一部改正、昭和54年4月1日から適用
4. 一部改正、平成8年4月1日から適用
5. 一部改正、平成11年4月1日から適用
6. 一部改正、平成20年4月1日から適用
7. 一部改正、平成21年5月16日から適用